

○品田委員長 ただいまより、経済文教常任委員会を開会いたします。

本日は全員出席でございます。

それでは、会議を進めてまいります。

議題1、令和3年第3回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第4号、令和3年度旭川市一般会計補正予算について、理事者から説明願います。

○三宮経済部長 議案第4号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書10ページを御覧ください。

7款1項1目商業振興費、旭川市事業継続応援支援金9千343万5千円でございます。本事業は、緊急事態措置等の影響を受け、一定の収入減少があった事業者を対象とした国の月次支援金や、北海道の特別支援金Bの給付決定者に対し、本市が独自に上乗せをして支援金を給付するものでありますが、新たに8月から10月までを対象月とする北海道の特別支援金Cが創設されたことに伴い、当該支援金についても上乗せ給付を行うため、事業費を増額しようとするものでございます。

続きまして、旭川市飲食店感染防止対策認証取得奨励金3億2千604万5千円でございます。安心して飲食できる店舗を増やすことで、飲食店への来店を促し地域経済の下支えとするため、道の北海道飲食店感染防止対策認証制度、通称、第三者認証制度の認証を取得し、かつ第三者認証制度の推奨項目の一つでありますCO2センサーを設置することで、感染拡大のリスク低減に取り組む飲食店に対しまして、1店舗当たり20万円の奨励金とステッカーを支給しようとするものでございます。このステッカーにつきましては、今回の取組をアピールするため、店舗で掲示をしていただき、併せて認証取得店舗を広く情報発信することで、来店の動機づけとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、事業者相談窓口設置費331万6千円でございます。新型コロナの影響を受けた事業者の事業継続を支援するため、国、北海道、本市などの事業者向けに行われている支援制度につきまして相談できるよう、道の駅あさひかわ2階の経済交流課執務室に、週2回、行政書士を配置し、相談窓口を設置するほか、幅広く経営に関する相談を受けることができる士業や商工団体等の専門家による経営相談会を12月と1月に開催しようとするものでございます。

最後に、ICTパーク運営費400万円でございます。複数の企業、団体からいただきました寄附金を活用し、ICTパーク内のコクゲキの大型LEDビジョンの活用を想定した教育旅行等で活用できる映像コンテンツの作成や、eスポーツの冠大会等を開催するため、事業費を増額しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○三宅観光スポーツ交流部長 議案第4号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、観光スポーツ交流部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書10ページを御覧ください。7款1項4目の宿泊施設感染症対策強化支援金3千700万円あります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を受け、感染症対策の継続的な充実による安全な宿泊環境の確保を目的として、ホテル・旅館業事業者に対し感染症対策強化

支援金を給付するため、3千700万円を補正しようとするものでございます。財源は全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっております。

続きまして、11ページを御覧ください。10款6項1目の管理事務費26万4千円であります。これは、5月17日から6月20日までの間、感染症の影響により東地区体育センターを休館しておりましたが、これにより利用料金が大きく減収しましたことから、指定管理者である旭川市東地区体育センター運営委員会に対する減収分の補償として26万4千円を増額しようとするものでございます。財源は全額、一般財源となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○和田農政部長 議案第4号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、農政部所管分につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書事項別明細書の9ページを御覧ください。

初めに、6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費、経営継承・発展支援事業費500万円でございます。この事業は、国が令和3年度に新設した補助金で、将来にわたり地域の農地利用等を担う経営体を確保していくため、地域農業の中心的な役割を担う先代から、令和2年1月1日以降に経営を継承した後継者が、経営の法人化、あるいは省力化や業務の効率化などの経営発展に向けた取組を行う際の必要経費につきまして、100万円を上限に補助しようとするものでございます。なお、補助金の負担割合につきましては、国から委託を受けた全国農業会議所が2分の1、市が2分の1となっております。

次に、同じく6款1項2目、農業経営強化資金融資事業費23万6千円でございます。コロナ禍における外食産業の営業自粛等により、米の需要が減少し、令和3年産米価の大幅な下落が見込まれるなど、本市農業への影響が懸念されますことから、農業者向け融資制度であります農業経営改善資金のうち、災害などによる収量減や価格の低迷のため、収入が減少した場合を対象とした経営維持資金を拡充いたしまして、農業者の経営維持・安定につなげようとするものでございます。具体的には、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、農業所得が過去3か年の平均に比較して一定の減収、または減収が見込まれる農業者を対象に、1億5千万円の融資枠を新設し、市内4農協が資金の貸付けをする際の当初4年間、率にして1.85%の利子補給を行うことで、農業者が実質的に無利子で融資を受けられるようにしようとするものでございます。なお、今回の補正額は令和3年利子補給額分で、その財源は全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

この事業に関連いたしまして、3ページを御覧ください。第2表債務負担行為補正の変更分についてでございます。令和3年度農業経営強化資金融資事業費において、農業経営改善資金の経営維持資金の新規貸付けが増加しますことから、令和4年度分から令和7年度分の債務負担行為の設定額を変更しようとするものでございます。

また、9ページに戻っていただきまして、同じく6款1項2目、中山間地域等直接支払事業費3千632万3千円でございます。この事業は法令に基づき、急傾斜地等の農業生産条件が不利な中山間地域等において、多面的機能の維持、発展及び耕作放棄地の発生防止を目的に、集落などを単位とした協定を締結し、離農予定地の引受けによる耕作継続、圃場の整備、修復や、農道、水路の管理など、農業生産活動を行う場合に、集落に対して対象面積に応じた交付金を交付するものでござ

ざいます。令和3年2月に旧神楽村及び旧神居村の両地域においては、棚田地域振興法に基づく指定棚田地域の指定を受け、これに伴い、本制度を活用していくため、西神楽地域と神居地域のJAや土地改良区を含む地域の関係者においては検討、協議を重ね、集落協定の締結に至ったところでございます。今回、両集落に対する交付金の額を補正しようとするものでございまして、その内訳は、西神楽地域が2千442万5千円、神居地域が1千189万8千円となっております。なお、その財源につきましては、国の負担分として2分の1、道の負担分として4分の1を合わせました2千724万2千円が道からの補助金となっており、市の負担分が残り4分の1となっております。

次に、6款1項3目農産園芸振興費、農産物等流通拡大支援費450万円でございます。この内訳は、加工・販売施設整備等支援事業の増額、及び新型コロナウイルス感染症自宅待機者への旭川産新米提供事業を追加しようとするものでございます。まず、加工・販売施設整備等支援事業についてでございますが、6次産業化や独自の販路を開拓する農業者におきましては、今後もコロナ禍に対応した商品の生産や販売体制の安定化によって事業の継続、売上げ回復を図る農業者へのさらなる支援が必要でありますため、当該予算に300万円を増額しようとするものでございます。また、新型コロナウイルス感染症自宅待機者への旭川産新米提供事業につきましては、新型コロナウイルス感染症に関わる自宅待機者に市内4JA統一ブランド米であります、ななつぼし新米「大雪山見て育ったの」の無洗米を提供するものであり、保健所の事業の中で配付しております自宅療養セットと合わせてお届けするものでございます。これにより、当該ブランド米の販売拡大とともに、旭川産の新米をお届けすることで、療養に専念している自宅待機者への応援を図ってまいりたいと考えるものでございます。なお、財源は全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

次に、同じく6款1項3目、農産物等インターネット販売開設等支援費240万円でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大による、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴い、消費者の外出機会の減少や物産展が中止となるなど、販路開拓に取り組んできた農業者等への影響がある中、コロナ禍において特に利用が拡大しているインターネットを活用して、農産物などの販売やPRを開始、拡大しようとする農業者等への支援を実施するものでございます。具体的には、農産物及び農産加工品に係るホームページ、あるいはインターネット通販サイトの新規開設、拡大を行う場合や、既存のインターネット通販サイトに農産物及び農産加工品を新たに出品しようとする際にかかる初期費用に対しまして、30万円を上限として対象経費の8割を補助しようとするものでございます。なお、財源は全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

次に、同じく6款1項3目、果樹産地・鳥獣対策支援費1千200万円でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る要請に伴い、市内においては鳥獣駆除活動が一部中止となっており、またこのことは、全道地域においても同様の傾向にありますことから、エゾシカが増加する要因の一つと考えられております。本市の状況といたしまして、エゾシカによる被害は、作物全般に及ぶところではございますが、永年作物である果樹につきましては、新芽や枝等の食害により樹木が弱ってしまうなど、その後、被害の影響が数年に及ぶことや、本市果樹生産の中心である神居古潭地域はエゾシカの大越冬地であることなど、特に果樹生産に対する被害対策が急務でありますことから、その被害拡大を防止するため、園地における防護柵等の資材購入に対し、緊急的な支援

を実施しようとするものでございます。具体的には、果樹生産者が、鳥獣対策といたしまして防護フェンス、網、ネット、支柱などを購入する際に要する経費に対して、1戸当たり200万円を上限として、対象経費の8割を補助しようとするものでございます。なお、財源は全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

次に、同じく6款1項3目、大豆収穫作業整備事業費650万円につきましては、JAあさひかわ管内の農業者から、大豆の収穫、乾燥などの作業を受託している農業法人において、大豆専用のコンバインを導入するための費用の一部を補助し、良質な作物の生産及び収穫受託作業体制の拡充、整備を図ろうとするものでございまして、また同じく、6款1項3目輪作体系機械整備事業費950万円につきましては、JA東旭川管内の農業者から、農作物の播種、収穫、乾燥などの作業を受託している農業法人におきまして、子実用トウモロコシと大豆に対応する真空播種機とコンバインを導入するための費用の一部を補助し、高品質な転作作物の安定的な生産を行える体制の確立を図ろうとするものでございます。なお、これら2事業の財源につきましては、全額、北海道の地域づくり総合交付金を活用いたします。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○品田学校教育部長 議案第4号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、学校教育部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書事項別明細書の11ページになります。10款1項3目教育指導費、いじめ問題対策推進費、補正額173万2千円であります。いじめ防止対策推進法に規定される重大事態の調査に係る調査委員会につきまして、当初、委員は8名としておりましたが、遺族側からの要望等もありまして11名に増員したことに伴う委員の報酬、また、音声データ反訳業務の委託料について補正を行うというものでございます。

次に、10款2項1目学校管理費、学校感染症対策・教育活動費（小学校分）補正額665万円、また、10款3項1目学校管理費、学校感染症対策・教育活動費（中学校分）補正額330万円です。学校の新型コロナウイルス感染症対策として、国からの補助金を受け、既に実施しておりますが、国の要領が改正されたことから、各学校の児童生徒数に応じた3区分の上限額を、それぞれ10万円、15万円、20万円引き上げまして、消毒用品や保健衛生用品等の購入費を補正しようというものでございます。

次に、同じく11ページ、10款2項2目教育振興費、修学旅行等関連費（小学校分）補正額700万9千円、10款3項2目教育振興費、修学旅行等関連費（中学校分）補正額1千60万7千円です。保護者の負担軽減のため、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となりました小学校38校、中学校6校の修学旅行等のキャンセル料を支援するというものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○品田委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

○品田委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思っております。

以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。その他、委員の皆様から御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○品田委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時17分